

平成27年第5回本巢市議会定例会議事日程（第5号）

平成27年12月18日（金曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第44号 本巢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について
- 日程第4 議案第45号 本巢市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第46号 本巢市水道事業統合に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第6 議案第48号 平成27年度本巢市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第7 議案第49号 平成27年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 報告第10号 専決処分の報告について（グレーチング蓋による事故に係る損害賠償）
- 日程第9 報告第11号 専決処分の報告について（コンクリート蓋による事故に係る損害賠償）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	堀部好秀	2番	江崎達己
3番	鏑本規之	4番	黒田芳弘
5番	船渡洋子	6番	臼井悦子
7番	高田文一	8番	高橋勝美
9番	安藤重夫	10番	道下和茂
11番	中村重光	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	後藤壽太郎	16番	上谷政明
17番	大西徳三郎	18番	鵜飼静雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	石川博紀
教育長	白木裕治	総務部長	神谷義幸
企画部長	大野一彦	市民環境部長	片岡俊明
健康福祉部長	村瀬正敏	産業建設部長	青木幹根

林政部参事兼
部長心得兼尾
総合支所長心得
兼総務産業課長

蜂 矢 嘉 徳

上下水道部長 三 浦 剛

教育委員会
事務局 長

岡 崎 誠

会計管理者兼
会計課長

村 瀬 敏 勝

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長 安 藤 正 和

議会書記 杉 山 昭 彦

議会書記 大久保 守 康

開議の宣告

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大西徳三郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号10番 道下和茂君と11番 中村重光君を指名いたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（大西徳三郎君）

日程第2、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いします。

最初に、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 村瀬明義君。

○産業建設委員会委員長（村瀬明義君）

では、産業建設委員会の報告をいたします。

12月11日午前9時から、糸貫分庁舎2階特別会議室において、産業建設委員会を開催しました。

委員会には、委員6名と議長が出席し、議案説明のため、藤原市長、石川副市長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件2件の審査と協議案件1件の審査・協議を行いました。

初めに、佐原地区の建設中の野生獣肉処理加工施設の現地視察を実施いたしました。その後、委員会を再開し、産業建設部関係の協議案件である議案第48号 平成27年度本巢市一般会計補正予算（第4号）のうち、産業建設部に属する予算について協議を行いました。

議案第48号の協議では、委員から、河川改良の排水路改良工事に係る増額補正が大きい理由についての質疑がありました。

次に、上下水道部関係の付託案件、議案第46号 本巢市水道事業統合に伴う関係条例の整理に関する条例について、議案第49号 平成27年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）についての審査を行いました。

次に、協議案件である議案第48号 平成27年度本巢市一般会計補正予算（第4号）のうち、上下水道部に属する予算について補足説明を受けた後、協議しましたが、委員からの質疑はありませんでした。

以上、産業建設委員会の報告といたします。

○議長（大西徳三郎君）

次に、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 若原敏郎君。

○総務企画委員会委員長（若原敏郎君）

総務企画委員会からの報告をいたします。

12月14日午前9時から、本庁舎3階第1委員会室において、総務企画委員会を開催いたしました。

委員会には委員6名が出席し、議案説明のため、藤原市長、石川副市長、各所管部長のほか関係職員に出席を求め、付託案件2件、協議案件1件の審査・協議を行いました。

初めに、総務部関係の付託案件、議案第44号 本巣市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について、議案第45号 本巣市税条例の一部を改正する条例について、協議案件、議案第48号 平成27年度本巣市一般会計補正予算（第4号）のうち、総務部に属する予算について協議を行いました。

議案第48号の協議では、委員からの質疑はありませんでした。

次に、企画部関係の協議案件、議案第48号 平成27年度本巣市一般会計補正予算（第4号）のうち、企画部に属する予算について補足説明を受けた後、協議を行いました。

議案第48号の協議では、委員から、地方創生先行型交付金の対象として採択された各事業の内容について、不採択となったもとまるコンシェルジュ創出事業の内容について等の質疑がありました。

なお、企画部より、ふるさと“もとす”応援寄附金についての追加説明があり、12月現在で748件、1,133万6,000円の寄附となり、大幅に寄附金額がふえている旨の説明がありました。

以上、総務企画委員会からの報告といたします。

○議長（大西徳三郎君）

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3 議案第44号及び日程第4 議案第45号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第3、議案第44号 本巣市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について及び日程第4、議案第45号 本巣市税条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

議案第44号及び議案第45号については、総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 若原敏郎君。

○総務企画委員会委員長（若原敏郎君）

議案第44号 本巣市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について、審査の経過と結果について

報告します。

委員から、第4条の市長または本巢市教育委員会で行うと規定されているが、市長または本巢市教育委員会が行うと規定すべきではないかとの質問には、執行部から、条例等の表現では、この規定方法で問題ない旨の回答がありました。

次に、特定個人情報の提供に関連して、自衛官の適齢者名簿を防衛省に提出しているのか。また、提出しているのであれば、何人分の名簿を提出し、同意は得ているかとの質問には、執行部から、今年度は739人分の情報を提供しており、同意は得ていない。今後は見直していきたい旨の回答がありました。

採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第45号 本巢市税条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

委員から、今回の改正は、地方分権の推進のため条例委任事項が設けられたが、地方自治体の裁量により委任事項の改正は可能であるかとの質問には、執行部からは、各自治体の裁量により、ある程度柔軟性はある旨の回答がありました。

採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（大西徳三郎君）

議案第44号 本巢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

今回の条例改正は、マイナンバー制度のスタートに伴う条例改正であります。

このマイナンバー制度のスタート以前に、日本年金機構から大量の情報が流出したということが大問題になりました。そのことによって、国民の間には、本当に自分たちの個人情報が保護されるかどうかという不安が広がりました。その不安を払拭することのないままスタートさせてしまった、拙速なやり方だと言わなければなりません。

本巢市においても、先ほど委員長報告にありましたように、自衛官の適齢者名簿が、本人、また家族の同意もないまま自衛隊に提出されているというようなこともあります。こうした状態の中で、個人情報を本当にどこへどう拡散されていくかという不安がまだまだ根強い中ですので、そうした

中で、このマイナンバー制度に基づいた措置を講じていくということについては、到底賛成できる段階ではないというふうに言わざるを得ません。よって、本案に反対をするものです。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

このマイナンバー制度につきましては、国が進めた政策でありまして、それに伴う今回の市の条例改正ということでありまして、これにつきましては、私は賛成としたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第44号 本巣市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第45号 本巣市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

この条例改正は、主に2つの内容で条例改正がなされています。1つは、これまで地方税法等で定めていたものを条例で定めることになったという部分と、マイナンバー制度のスタートに伴う改正であります。

このマイナンバー制度の絡みは、先ほど申し上げた理由から、今の段階では賛成することはでき

ないということで、反対をいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

先ほどと同じ理由により、賛成としたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第45号 本巣市税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 議案第46号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第5、議案第46号 本巣市水道事業統合に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

議案第46号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 村瀬明義君。

○産業建設委員会委員長（村瀬明義君）

議案第46号 本巣市水道事業統合に伴う関係条例の整理に関する条例について、審査の経過と結果について報告をします。

補足説明の後、審査に入りましたが、委員からの質疑はなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告といたします。

○議長（大西徳三郎君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第46号 本巣市水道事業統合に伴う関係条例の整理に関する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6 議案第48号（質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第6、議案第48号 平成27年度本巣市一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

おおむね賛成なわけでありますけれども、ただ、先ほどからマイナンバー制度の問題をいろいろ指摘しておりますが、電算管理費で社会保障・税番号制度システム改修委託料が組まれています。先ほどの条例改正等との整合性もありますので、こうした問題については、今回重大な問題だというふうに認識しておりますので、本案については賛成しかねるということで、反対をいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

先ほどの理由で反対の討論がございましたが、これにつきましても、先ほどから申し上げていきますように、国の施策に伴う市の条例改正に伴う、そういった経費に係る補正でありまして、私としては賛成としたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第48号 平成27年度本巢市一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7 議案第49号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第7、議案第49号 平成27年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案第49号については、産業建設委員会に付託してありますので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 村瀬明義君。

○産業建設委員会委員長（村瀬明義君）

議案第49号 平成27年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）について、審査の経過と結果について報告をいたします。

補足説明の後、審査に入り、委員からの職員給与の増額補正予算が6月議会ではなく12月議会で上程された理由についての質問に対し、執行部から、例年、人事院勧告に伴う給与の補正に合わせて実施している。今年度は国の給与法改正がなされておらず、給与の改定ではないが、今後の給与の支給に支障があるため、補正をお願いしたとの回答がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告といたします。

○議長（大西徳三郎君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第49号 平成27年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第8 報告第10号及び日程第9 報告第11号（上程・説明）

○議長（大西徳三郎君）

日程第8、報告第10号 専決処分の報告について（グレーチング蓋による事故に係る損害賠償）及び日程第9、報告第11号 専決処分の報告について（コンクリート蓋による事故に係る損害賠償）を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、追加議案の提案説明を申し上げます。

報告第10号 専決処分の報告について（グレーチング蓋による事故に係る損害賠償）でございます。

平成27年4月18日に本巢市屋井地内の市道糸貫0113号線において発生した自動車事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、平成27年7月9日に損害賠償金を1万6,515円と決定し、和解する専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、これを報告させていただくものでございます。

なお、損害賠償金につきましては、全国町村会総合賠償補償保険により対応するものでございます。

次に、報告第11号 専決処分の報告について（コンクリート蓋による事故に係る損害賠償）でございます。

平成27年4月18日に本巢市仏生寺地内の市道糸貫4191号線において発生した自動二輪車事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、平成27年7月16日に損害賠償金を30万716円と決定し、和解する専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、これを報告させていただくものでございます。

同じく損害賠償金につきましては、全国町村会総合賠償補償保険により対応するものでございま

す。

以上2件の報告の詳細につきましては、産業建設部長から御説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

報告第10号及び報告第11号の補足説明を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

それでは、報告第10号 専決処分の報告について、補足説明をいたします。

お手数でございますが、専決処分書をごらんいただきたいと思えます。

1. 相手方は、本巢市屋井1014番地1、寺町昌和氏でございます。

2. 事故の概要としましては、平成27年4月18日午前7時30分ごろ、本巢市屋井地内の市道糸貫0113号線を北上中に、相手方が外側線を越えて道路側溝上を通過した際、グレーチングぶたがはね上がり、相手方の普通自動車の左フロントバンパーと車両下部が損傷したものでございます。

3. 和解の内容としましては、損害賠償金の支払い、市及び相手方は本事故に関し、その他の債権債務がないことを相互に確認しております。

続きまして、報告第11号 専決処分の報告について、補足説明をいたします。

1. 相手方は、本巢市仏生寺868番地4、堀部浩幸氏でございます。

2. 事故の概要としましては、平成27年4月18日午後3時ごろ、本巢市仏生寺地内の市道糸貫4191号線を北進左折し、側溝を通過した際にコンクリートぶたがはね上がり、相手方の自動二輪車のエンジンオイルタンクを損傷したものでございます。

3. 和解の内容としましては、損害賠償金の支払い、市及び相手方は本件事故に関し、その他の債権債務がないことを相互に確認しております。

以上、報告第10号、第11号の補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

報告第10号 専決処分の報告について（グレーチング蓋による事故に係る損害賠償）及び報告第11号 専決処分の報告について（コンクリート蓋による事故に係る損害賠償）については、以上で報告を終わります。

閉会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

以上で、本会議に提出されました案件は全て終了いたしました。

これもちまして、平成27年第5回本巢市議会定例会を閉会といたします。24日間にわたり、大変お疲れさまでした。

午前9時52分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員